





本事業は、SDGsの「4 質の高し教育をみんなに」 「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。 2023年8月31日 (木)

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ

担当 松宮、青木

内線 5031、5032

タ イヤルイン 052-954-6165

— 消 費 者トラブル 情 報·

くあいちクリオ通信 2023年8月号 (No. 422) >

インターネットを利用した個人間取引に御注意! ~フリマサービスやネットオークションでトラブルに遭わないために~

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、フリマサービス※1やネットオークション※2を利 用したトラブルに関する相談が、20歳代から50歳代を中心に、幅広い世代から多く寄せられて います。

購入者からは「商品が届かない」、「不良品だった」、「代金を支払ったが、その後相手方と 連絡が取れなくなった」などの相談が、出品者からは「購入者が代金を支払わない」などの相 談が寄せられています。

フリマサービスもネットオークションも、個人間取引であるため、トラブルが発生した場合 には当事者間で解決することが必要になります。フリマサービス等の運営事業者は取引の当事 者ではないため、原則として当事者間のトラブルには介入しません。

インターネットを利用した個人間取引は、こうしたリスクを認識し、取引相手の情報や利用 規約を十分確認した上で、慎重に行いましょう。

※1フリマアプリやフリマサイトによりインターネット上で個人同士が商品等を取引する場を提供するサービス ※2インターネット上で行われるオークションで、出品されている商品を自分の指定した金額で入札する仕組み

相談事例

- **一 相談事例** フリマサイトで商品を購入し、代金を支払ったが、商品が届かない。フリマサイト運 営事業者に問い合わせても返信がない。
 - フリマアプリで出品した商品の取引が成立し、購入者へ商品を送ったが、入金されな い。その後、一方的に取引をキャンセルされ、返品もされない。
 - ネットオークションで落札したブランドのバッグが偽物だったが、相手方は認めず返 品・返金に応じない。

アドバイス

- **個人間取引は自己責任で、リスクを伴う取引**だと認識しましょう。
- 取引相手についてはプロフィールや取引実績などを確認し、商品について分からない ことはメッセージのやり取りなどを十分に行って、慎重に取引をしましょう。
- トラブルが発生した場合は、まずは**当事者間で十分話し合い**ましょう。
- 当事者間で話し合っても解決しない場合は、**運営事業者に事情を伝え、調査等の協力** が得られないか確認してみましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「**消費者ホットライン** ☎188」に相談してください。

◇ 消 費 者 ホ ッ ト ラ イ ン ☎ 1 8 8 (い や や !) ※身近な消費生活相談窓口につながります。